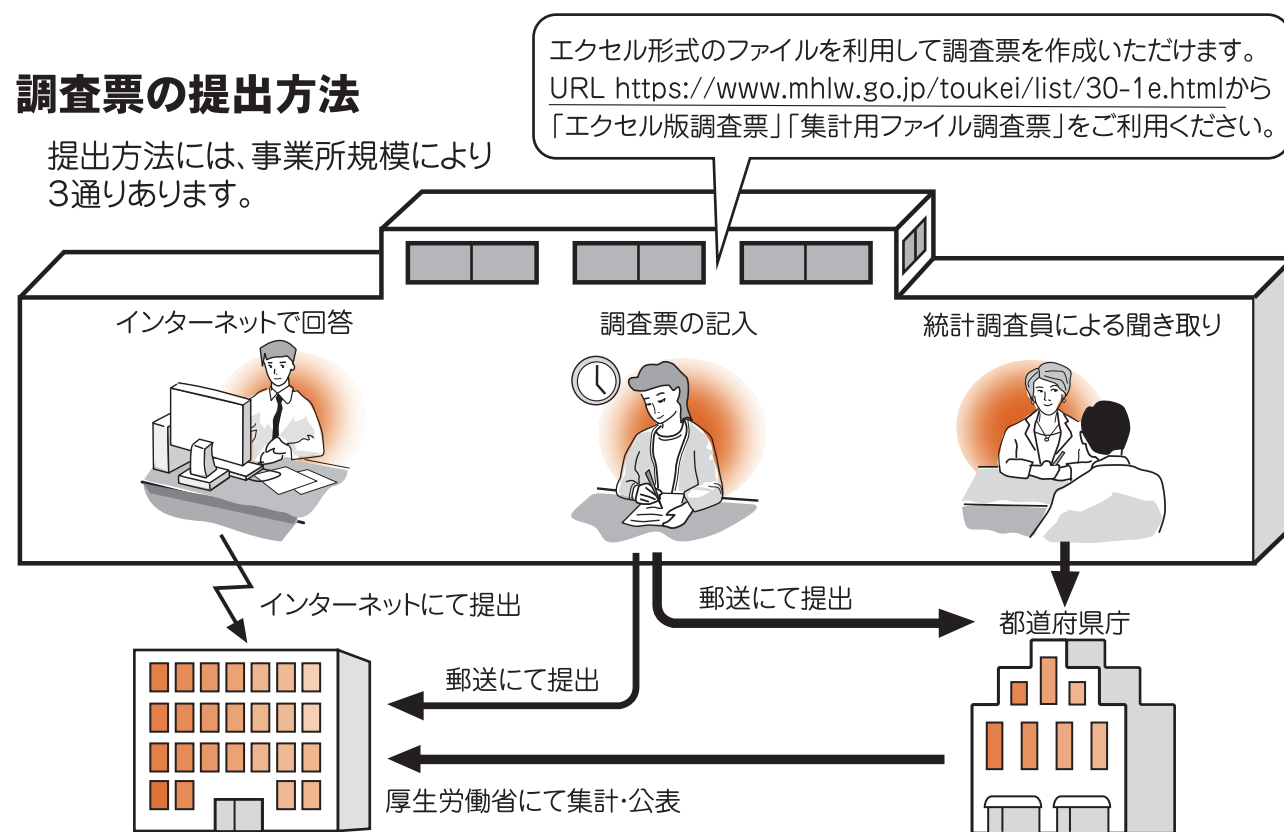


調査票の提出方法

提出方法には、事業所規模により3通りあります。



- 毎月勤労統計調査は、インターネットを利用して調査票データを送信できます。是非ご利用ください。

〈オンラインでの回答や調査票の記入に関するコールセンター〉

フリーダイヤル **0120-956-360**

受付時間:午前9時～午後6時(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

事業所の皆さまへ

「有難う」感謝で集める調査票

まいきん

毎月勤労統計調査

まいきんって？

まいつききんろうとうけいちようさ

厚生労働省が行っている**毎月勤労統計調査**の略称です。毎月の「毎」と勤労の「勤」を合わせてこう呼ばれています。

どんな調査なの？

賃金(給与)や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを調べており、その前身も含めると大正12年から実施しています。統計法に基づく「基幹統計調査」であり、調査結果は様々な政策判断の基礎資料となります。

どの事業所を調査するの？

常用労働者5人以上の全国の事業所から産業、事業所規模別に無作為に選んだ事業所を対象に、毎月実施しています。なお、1～4人規模の事業所についても、年1回、7月分について調べています。※産業により、一定規模以上の事業所は全て調査対象となります。

どのように利用されているの？

毎月閣議に報告される「月例経済報告」の中で、労働経済情報を示す重要な指標として、賃金と労働時間が取り上げられています。他にも「景気動向指数」や、雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料に用いられています。



この調査は報告(調査票の提出)の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらうことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

T E L 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7605~7607

(調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

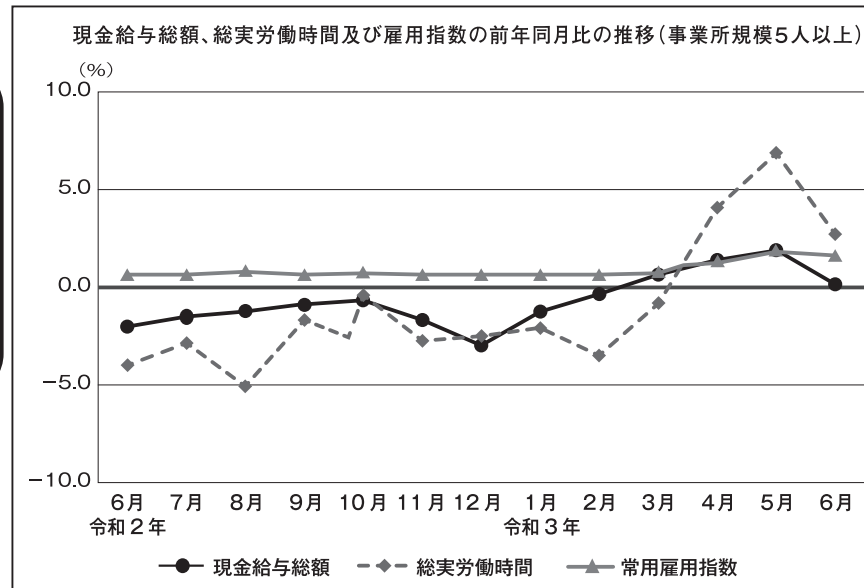
まいきんで分かること

賃金、労働時間、雇用は
絶えず変化しているよ。

まいきんを見れば、
最新の情報が分かるんだ。



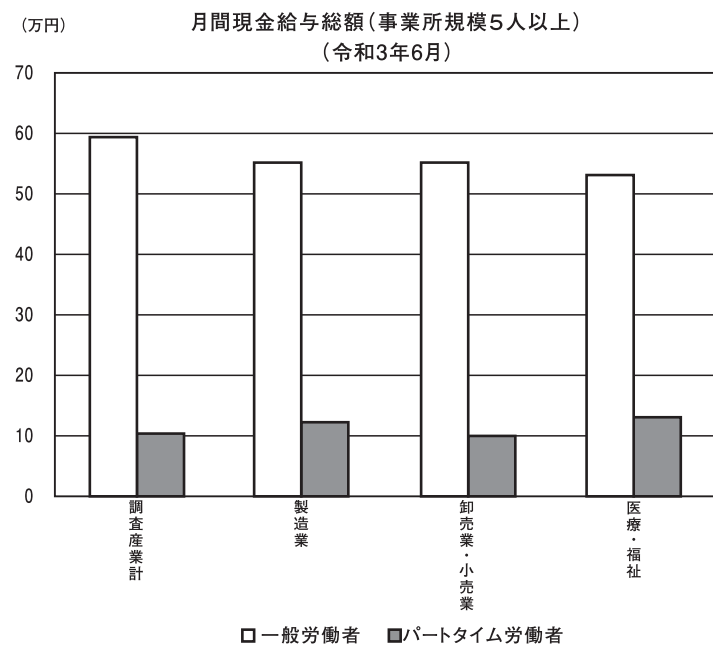
毎月勤労統計調査のキャラクター
「まいちゃん」



いろいろな情報がわかります

まいきんは、産業別や一般労働者、
パートタイム労働者別など
いろいろな情報を公表しているよ。

毎月勤労統計調査のキャラクター
「きんちゃん」

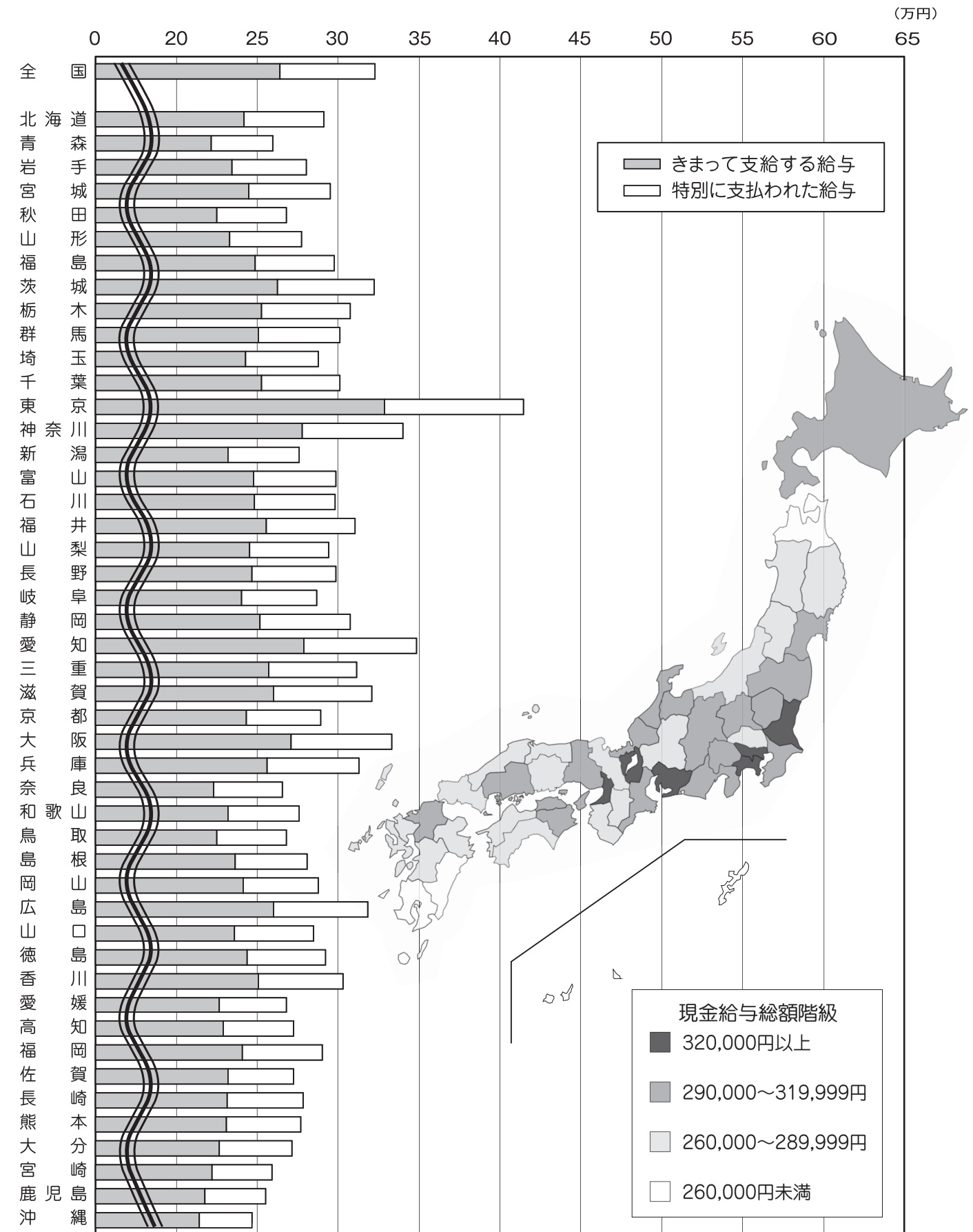


まいきんの結果はいろいろと利用されています

- ★ 内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
 - ★ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
 - ★ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
 - ★ 政府の各種審議会の資料（労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等）
 - ★ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料
 - ★ 毎月勤労統計調査結果の主な利用状況は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
- 毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査）→調査の結果→利活用事例

－都道府県別常用労働者1人平均月間現金給与総額－

令和元年年平均



現金給与総額＝きまって支給する給与＋特別に支払われた給与